

「みえ地物一番の日」ポスター版權使用基準

（目的）

第1条 三重県が県内の農林水産物生産者及び食品関連事業者等と連携し、農林水産物等の地産地消を推進する「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施にあたり、「みえ地物一番の日」ポスター版權（以下「ポスター版權」という。）貸し出しすることとし、その適正な使用を確保するため、基準を定めるものとする。

（図柄等）

第2条 ポスター版權の種類等は、フードイノベーション課が指定するものとする。

（ポスターの版權）

第3条 ポスターに関する版權は、三重県が所有する。

（ポスター版權使用等）

第4条 ポスター版權は、次の各号に掲げる者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、無料で使用できるものとする。

- 一 「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領に基づき登録した者
- 二 行政機関及び学校

2 ポスター版權を使用する場合には、様式1「みえ地物一番ポスター版權貸出申請書」によって知事に届け出るものとする。

行政機関及び学校がポスター版權を使用する場合は、任意の様式にて使用目的、使用期間、その他フードイノベーション課が求める事項を記載し、知事に届け出るものとする。

3 知事は、みえ地物一番ポスター版權使用申請書の提出があった場合、ポスター版權を貸し出しできるものとする。

4 ポスター版權を使用し印刷する際は、県が指定した正規の仕様サイズを超えない範囲で縦横比を維持し、加工は行わないこととする。

5 知事は、必要に応じ、使用者に対してポスター版權の使用状況について、報告（様式3「みえ地物一番ポスター版權等使用状況報告書」）を求めることができるものとする。

6 使用者が社会通念上許容される範囲を超えてポスター版權を濫用し、キャンペーンの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事はポスター版權の使用禁止を命じることができる。

（印刷済みポスターの配布）

第5条 印刷済みポスターは、次の各号に掲げる者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、無料で使用できるものとする。

- 一 「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領に基づき登録した者
- 二 行政機関及び学校

2 印刷済みポスターを使用する場合には、様式2「みえ地物一番ポスター配布申込書」によって知事に届け出るものとする。

行政機関及び学校が印刷済みポスターを使用する場合は、任意の様式にて必要枚数、その他フードイノベーション課が求める事項を記載し、知事に届け出るものとする。

3 知事は、様式2「みえ地物一番ポスター配布申込書」の提出があった場合、速やかに対応するものとする。ただし、数量等の上限については知事が定めるものとする。

4 知事は、必要に応じ、使用者に対してポスターの使用状況について、報告（様式3「みえ地物一番ポスター版權等使用状況報告書」）を求めることができるものとする。

5 使用者が社会通念上許容される範囲を超えて印刷済みポスターを濫用し、キャンペーンの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事は印刷済みポスターの使用禁止を命じることができる。

（事故、苦情等の処理）

第6条 使用者は、ポスターの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

（その他）

第7条 知事は、ポスターの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、平成16年1月16日から施行する。

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

この基準は、平成24年12月3日から施行する。

この基準は、平成25年7月8日から施行する。

この基準は、令和5年8月4日から施行する。

この基準は、令和6年12月24日から施行する。

この基準は、令和8年7月16日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

みえ地物一番ポスター版權貸出申請書

三 重 県 知 事 あて

年 月 日

所在地
名 称
代表者名

みえ地物一番ポスター版權使用基準第 4 条の規定により、下記のとおり提出します。

記

連絡先 (送付先)	電話番号 : メールアドレス : 担当者名 (部署) :
--------------	------------------------------------

使用目的 (別紙添付可)	(例) : 自社の〇〇店に開設した三重県産品の特設コーナーに設置する、PR 用デジタルサイネージに活用するため。 自社のチラシに掲載するため 等
-----------------	--

※ 個別商品への添付にポスター版權を使用することはできません。

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

- 申込書提出先、お問い合わせ先
(申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。)

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

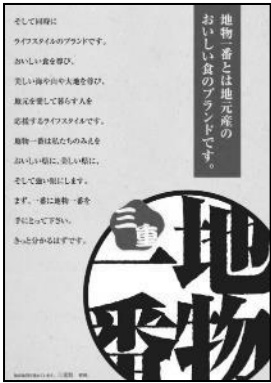
三重県農林水産部フードイノベーション課 あて

電話番号 059-224-2395 FAX 059-224-2521

eメール: foods@pref.mie.lg.jp

みえ地物一番ポスター版権貸出申請書

ご希望のポスターデータを指定してください（複数選択可）。

			
宣伝 バージョン (データ形式)	メッセージ バージョン (データ形式)	赤色和風系 バージョン (データ形式)	青色洋風系 バージョン (データ形式)
P D F [] A I []	P D F [] A I []	P D F [] A I []	P D F [] A I []

※ 印字サイズ： B2 版（515 mm×728 mm）
※ ポスターデータの送付方法は、メール添付のみ対応しています。

○ 申込書提出先、お問い合わせ先
（申込書の送付は、郵送、F A X、eメールどれでも結構です。）

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県農林水産部フードイノベーション課 あて
電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 9 5 F A X 0 5 9 - 2 2 4 - 2 5 2 1
eメール：foods@pref.mie.lg.jp

みえ地物一番ポスター配布申込書

三 重 県 知 事 あ て

年 月 日

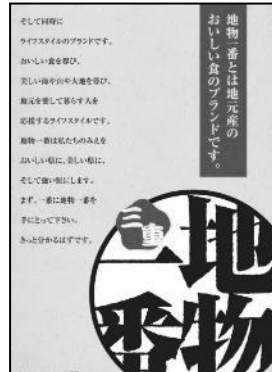
所在地
名 称
代表者名

以下の通り、ポスター（印刷済み配布用）の配布を希望します。

☐ 受け取りに行きます。

送付先	〒 TEL
-----	--------------

ご希望のものを指定してください。

 宣伝 バージョン	 メッセージ バージョン	 赤色和風系 バージョン	 青色洋風系 バージョン
B 2 版〔 〕枚 B 4 版〔 〕枚	B 2 版〔 〕枚 B 4 版〔 〕枚	B 2 版〔 〕枚 B 4 版〔 〕枚	B 2 版〔 〕枚 B 4 版〔 〕枚

サイズ(2種類)： B 2 版 (515 mm×728 mm)、B4 版 (257 mm×364 mm)

ポスターならびに送料は、原則、事務局負担とさせていただきます。
ただし、多数の場合は対応ができない場合があります。ご了承ください。

○ 申込書提出先、お問い合わせ先
(申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。)

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県農林水産部フードイノベーション課 あて
電話番号 059-224-2395 FAX 059-224-2521
eメール foods@pref.mie.lg.jp

様式 3 （第 4 条関係）

みえ地物一番ポスター版權等使用状況報告書

年 月 日

三 重 県 知 事 あて

住所
名称
代表者名

みえ地物一番ポスター版權使用基準第 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 用 用 途	
連 絡 先 （名刺添付可）	住 所 名 称 所属部署 担当者名 連絡先 電 話 F A X e メール

添付資料（具体名）：

※必要に応じて使用内容のわかる資料（ポスター等）を添付して下さい。